

奈良県立奈良高等学校創立100周年記念事業ロゴマーク等使用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、奈良県立奈良高等学校創立100周年記念事業のテーマ標語及びロゴマーク（以下「奈高ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において奈高ロゴマーク等とは、別添1をいう。

(使用承認の申請)

第3条 奈高ロゴマーク等を使用しようとする者は、奈高ロゴマーク等使用承認申請書（別添2）に必要書類を添えて創立100周年記念事業実行委員会実行委員長（以下「実行委員長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、個人が奈良県立奈良高等学校、寶相華会及び育友会を支援するために、非営利目的で使用する場合、並びに新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用承認基準)

第4条 実行委員長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、使用承認書を交付するものとする。

2 実行委員長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 奈高ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員長はこれを承認しないこととし、使用不承認通知書を交付するものとする。

一 奈良県立奈良高等学校の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

二 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合

三 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合

四 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

五 実行委員会の事業又は実行委員会が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が奈高ロゴマーク等を使用すると認められる場合

七 法令、公序良俗に反するおそれがある場合

八 この使用要項の規定に従わないおそれがある場合

九 その他承認することが不相当と認められる場合

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、奈高ロゴマーク等の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年9月15日から施行する。